

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の制定 について

名古屋市瑞穂公園陸上競技場の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関し、審議会を設置し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例を制定する必要がありますが、この条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

平成31年 2 月 8 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

記

1 制定の趣旨

民間資金等を活用した瑞穂公園陸上競技場の整備等について、事業者を選定するため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について、必要な事項を規定します。

3 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行します。

4 条例案

別紙のとおり

(案)

平成31年第 号議案

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例の制定
について

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例を次のとおり定めるものとする。

平成31年 2 月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に教育委員会の附属機関として、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき行う本市が設置する名古屋市瑞穂公園陸上競技場の整備等の事業（法に準じて行うものを含む。）を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を教育委員会が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は教育委員会が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して教育委員会が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を教育委員会が受けた日限り、その効力を失う。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市瑞穂公園陸上競技場の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会を設置する必要があるによる。